平成１９年（排）第３１号

排　除　命　令　書

東京都千代田区大手町一丁目７番１号
株式会社読売情報開発
同代表者　代表取締役　飯島　敏男

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社読売情報開発は，一般消費者に販売した「イオン桶」と称する浴室用の洗桶及び台所用の洗桶（以下主文において「イオン桶」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年６月１２日に配布した読売新聞に折り込んだチラシにおいて，また，一般消費者に配布した平成１８年６月１５日発行の読売新聞購読者向けの「クックブック」と称する小冊子に掲載した広告において，それぞれ，浴室用のイオン桶を浴室で使用することにより，当該商品から発生する亜鉛イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示及び台所用のイオン桶を台所で使用することにより，当該商品から発生する亜鉛イオンにより台所のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社読売情報開発は，今後，イオン桶又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を構じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社読売情報開発は，今後，イオン桶又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社読売情報開発は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　株式会社読売情報開発（以下「読売情報開発」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用雑貨品等の通信販売業等を営む事業者である。

(2)　読売情報開発は，平成１７年９月ころ以降，卸売業者から，栃木県足利市所在の株式会社ナルプラが製造する浴室用及び台所用の洗桶を仕入れ，これに，「イオン桶（浴用）」，「イオン桶（台所用）」との商品名（以下「イオン桶」という。）を付けて，読売新聞に折り込むチラシ等に当該商品の広告を掲載し，同広告を見た一般消費者から電話，はがき又はファクシミリにより注文を受け付けるなどして，当該商品を販売していた。

2　読売情報開発は，イオン桶について，平成１８年６月１２日に，新聞販売店を通じて読売新聞に折り込んだ約４７３万枚のチラシ（別添写し１）及び一般消費者に配布した平成１８年６月１５日発行の読売新聞購読者向けの「クックブック」と称する小冊子に掲載した広告（別添写し２）において，それぞれ，「怖～い！！雑菌・カビなどを強力制御。」，「減菌率９９％驚愕のイオンパワー！」，「浴室のカビ対策に！排水口もガンガンキレイに」，「台所の有害な雑菌・カビ対策に！」，「カビだけでなくぬめり・大腸菌・レジオネラ菌の発生を抑制します。」，「亜鉛に水分が付着すると、水に溶けイオン化します。イオン化した亜鉛の酸化作用で細菌を抑制します。」と記載することにより，あたかも，浴室用のイオン桶を浴室で使用することにより，当該商品から発生する亜鉛イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制するかのように，また，台所用のイオン桶を台所で使用することにより，当該商品から発生する亜鉛イオンにより台所のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしている。

3　公正取引委員会は，前記２の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，読売情報開発

に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，読売情報開発は，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

４　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，読売情報開発は，平成１８年７月９日ころ以降，イオン桶の販売を中止している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，読売情報開発が行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，イオン桶の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃